

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う離職者の居住安定確保に向けた
県営住宅の活用についての実施要領

令和2年4月17日

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとした経済状況の悪化により、失業と同時に社宅等の明渡しを求められ、住む場所を失うこととなる方に対し、生活環境の激変緩和と再就職活動の支援のため、県営住宅本来の目的を阻害しない範囲において県営住宅の提供を行います。

2. 対象者

- ①県内事業所に就業している、又は、就業していた方
- ②新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇通知を受けている方
- ③解雇等と同時に社宅等の明渡しを求められている方
- ④現在、再就職活動を行っている方

3. 対象住宅

所在地	団地名	間取り	対象戸数
松山市	森松団地	3K	2
		3DK	1
東温市	牛淵団地	3LDK	2
		計	5

4. 受付等

申込者が対象住宅戸数に達した時点で受付を終了します。

※状況により、対象住宅戸数を見直す可能性があります。

5. 入居順位・入居時期

申込受付順に、住宅の受入準備が整い次第入居許可を行います。

6. 申込書等

- ア) 住宅一時使用許可申請書
- イ) 現住所の地図
- ウ) 雇用主からの解雇等通知書（様式自由）
- エ) 雇用主からの社宅等明渡し通知書（様式自由）
- オ) 就職活動を行っていることを証明できる書類
（離職票、離職票が無い場合には求職登録証明書等）

※すべての要件・書類等を満たしていない場合であっても、状況を総合的に判断し、使用を認める場合があります。

7. 許可条件等

- ア) 使用可能期間：原則1年以内
- イ) 使用料：月額7,000円～17,000円程度
- ウ) 敷金、連帯保証人：不要